

大分市子ども・子育て会議の 運営について

平成29年8月24日
大分市子ども企画課

会議の趣旨・目的

1 設置根拠

- ◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ◎大分市子ども・子育て会議条例(平成25年9月20日施行)

【子ども・子育て支援法抜粋】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

【大分市子ども・子育て会議条例抜粋】

第1条 子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、大分市子ども・子育て会議を設置する。

2 所掌事務

【大分市子ども・子育て条例第2条】

子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ）に関し市長が必要と認める事項について調査・審議するものとする。

【子ども・子育て支援法第77条第1項】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定について意見を述べること
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

【大分市の子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項】

大分市子ども条例に基づく、推進計画の策定・変更について意見を述べること

3 主な審議事項

- ①大分市子ども条例に基づく「推進計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に関すること
- ②「すくすく大分っ子プラン」に基づき本市が行う子ども・子育て支援施策の実施状況について、継続的な点検・評価・見直し(事業計画のPDCAサイクル)に関すること
- ③「すくすく大分っ子プラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」の変更に関すること
- ④給付対象施設の利用定員の設定に関すること

※①については、平成26年度に策定済

4 今後のスケジュール(案)

年度	時期	内 容
29	8月	«第1回» ・28年度実績・29年度取組み状況 ・プランの中間見直しについて
	1月	«第2回» ・行政説明(30年度給付対象施設利用定員等) ・委員意見交換
30	未定	・行政説明 ・29年度実績・30年度取組み状況 ・次期プラン策定の準備